

福岡県公安委員会活動状況

<定例会の主な議題及び要旨>

令和4年2月17日（木）

【報告事項】

1 警察官採用試験の令和3年度実施結果及び令和4年度実施計画について

（警務部）

警察本部から「令和3年度の警察官採用試験の実施結果は、採用予定数253人のところ、受験者数2,582人で、競争倍率は10.0倍であった。令和4年度は215人を採用予定である。新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで行ってきた対面での魅力発信が難しい状況であることから、オンライン説明会やSNSを活用した広報活動など、社会情勢に適応しながら、優秀な人材の確保に向けた取組を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「10.0倍という競争倍率については、全国と比べるとどうなのか。」旨の発言があり、警察本部から「令和3年度における全国的な競争倍率は公表されていないが、過去の数値からみれば、本県の競争倍率は全国平均よりも高いと思われる。今後、優秀な人材の確保に向けて、創意工夫を凝らした各種取組を推進していく。」旨の説明があった。

2 令和3年中における懲戒処分状況について

（警務部）

警察本部から「令和3年中の懲戒処分者数は3人で、前年から6人減少した。処分種別では、停職が1人、減給が2人で、全て私行上の事案である。引き続き非違事案防止に向けた各種取組を推進し、厳正な規律の保持と士気の高揚に努めていく。」旨の報告があった。

公安委員から「懲戒処分者数が減少した要因は、幹部による地道な教養等非違事案の防止に向けた取組の成果が表れているのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「懲戒処分者数は減少しているものの、県民の信頼を失墜するような非違事案が発生している状況であり、引き続き各種教養等を徹底し、未然防止に努めていく。」旨の説明があった。

3 公用車運転に係る酒気帯びの有無の確認等の実施について

（警務部・総務部・交通部）

警察本部から「令和3年6月に千葉県八街市で発生した飲酒運転による交通死亡事故を受け、道路交通法施行細則の一部改正が行われ、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が新たに規定された。県警察においては、安全運転管理者の選任の有無にかかわらず、全所属を対象に酒気帯びの有無の確認等を実施し、公用車運転に係る飲酒運転防止を図る。」旨の報告があった。

公安委員から「今回の取組は県警察のみならず、安全運転管理者が選任されている全ての事業所で実施されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「そのとおりである。なお、道路交通法において車両5台以上を運行する事業所では安全運転管理者を選任することとされ、本県には約1万4,000人の安全運転管理者が選任されている。」旨の説明があった。

4 北九州市内における連続放火事件の捜査終結について

（刑事部）

警察本部から「八幡西警察署、小倉南警察署、小倉北警察署及び捜査第一課は、令和2年11月頃から北九州市内で連続発生した5件の放火事件等について、所要の捜査により、令和3年4月11日、住居不定の無職の男性を逮捕し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反事件3件を合わせた計8件を送致した。」旨の報告があった。

公安委員から「犯行の動機は判明しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者は取調べに対し一貫して黙秘しており、犯行の動機は判明していない。」旨の説明があった。

5 生後11か月の実子に対する虐待死事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「田川警察署及び捜査第一課は、平成30年7月28日、当時生後11か月の女の頭の頭に強い衝撃を加え、同年7月31日、同人を急性硬膜化血種兼びまん性脳腫脹により死亡させた傷害致死事件について、2月15日、実母を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「幼い子供が亡くなった大変痛ましい事件であり、社会に警鐘を鳴らすためにも事件の全容解明をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「本件は、小児科医、脳神経外科医などの専門家の協力を得ながら捜査を推進してきたところであり、今後とも各種捜査を徹底し、事件の全容解明に努めていく。」旨の説明があった。

6 殺人事件被疑者及び傷害事件被疑者の逮捕について

(刑事部)

警察本部から「東警察署及び捜査第一課は、1月7日深夜、福岡市東区所在のネパール国籍の被害者方アパートにおいて、被害者の頸部を絞めつけ殺害した殺人事件について、同区居住のネパール国籍の男性を、また、同日、同所において、被害者の顔面を手拳で数回殴打するなどの暴行を加え、顔面打撲等の傷害を負わせた傷害事件について、同区居住のネパール国籍の男性を、2月16日にそれぞれ逮捕した。本件については、所要の捜査により、被疑者2人に共犯関係が認められず、各々が個別に殺人事件と傷害事件を敢行したものと判断した。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者は両名ともネパール国籍であるが、取調べはどのようにして行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「取調べは通訳を介して行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「本県は在留外国人が多く、外国人による犯罪も珍しくないことから、取調べ等の各種捜査に当たっては、適正捜査に十分配慮しながら、事件の全容解明に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

7 覚醒剤営利目的所持事件等の捜査終結について

(暴力団対策部)

警察本部から「春日警察署ほか4警察署及び薬物銃器対策課は、令和3年6月16日、大阪市中央区所在のホテルにおいて覚醒剤約97グラムなどを所持した覚醒剤取締法違反(営利目的共同所持)等事件について、令和3年11月3日までに、五代目工藤會傘下組織幹部ほか1人を逮捕した。本件については、所要の捜査により、被疑者を覚醒剤営利目的所持事件等で起訴するとともに、被疑者から覚醒剤等を購入していた顧客の男性4人も大麻取締法違反事件等で検挙した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は、おそらく氷山の一角であり、こうした犯罪収益が暴力団の資金源になっていると考えられることから、引き続き、薬物事犯の取締りの強化をお願いする。」旨の発言があった。